

平成24年6月定例会 特別委員長報告

東日本大震災復旧復興並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会

東日本大震災復旧復興並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会における調査のうち、総務分科会、文教福祉分科会で行いました、調査の経過並びに結果につきまして、ご報告いたします。

はじめに、総務分科会において行いました「原子力災害に関する正確な情報提供と効果的な広報のあり方について」の調査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。総務分科会におきましては、広報という手段に着目し、原子力災害に際し、本市が把握している情報を市内外へ正確に発信、提供をいかに行うべきか、また、原子力災害により毀損された本市のイメージや風評被害等に対し、効果的な広報を行うことでその回復を図ることを目的に「原子力災害に関する正確な情報提供と効果的な広報のあり方について」を調査事項と決定し、平成23年12月14日より計14回の分科会を開催いたしました。

その内容については、まず、当局からの説明を伺い、次に、委員が各自市民の声を聴取しながら、効率的かつ的確な理解の醸成を目的とした分野別調査を実施し、さらに、鹿児島県鹿児島市、宮崎県延岡市、大分県大分市の3市への行政視察の実施、そして、参考人として、福島大学行政政策学類准教授の佐々木康文氏、共同通信社福島支局長の今藤悟氏の2人を招致するなど詳細な調査を実施いたしました。

未曾有の原子力災害により、本市のイメージは一変しました。当局の広報体制は、平常時であれば、体系的に整理されていて十分ではありますが、この困難な時期においては、更なる体制の強化が必要であり、戦略的な広報という視点に立った政策立案と事業展開が重要であります。

よって、市当局に対しては、次の6点について提言をいたします。

1点目として、市長が先頭に立った情報発信による発信力の強化についてであります。今般の原子力災害に際し、本市が負ったマイナスのイメージについて、2名の参考人からは、イメージ回復への本市の対策の不十分さやアピール不足を指摘されました。

そのような中で、重要と思われるのは市長が先頭に立った情報発信であります。インターネット等により市長の生の声を発信することが可能な動画配信や定例記者会見の回数・内容の充実を検討すべきであります。延岡市においては、市長が直接、市民に市の口蹄疫対策を語りかける番組を作成し、ケーブルテレビやインターネットでの動画配信を積極的に行っておりました。最終的に延岡市において口蹄疫は発生しなかったのですが、市長が直接市民に語りかける姿から、市の顔である市長の訴求力の大きさを認識したところであります。

2点目として、広報体制の強化と職員の意識改革についてであります。

その方策としては、除染等他の原子力災害の施策と同様の重要施策であるとの認識に立ち、

広報体制の機能強化を図ることです。具体的には、市全体で一元的・横断的な広報戦略を構築し、縦割りから横串の組織体系を構築すること、専門的な知識・技能を持ち、民間のノウハウを持つ人材の登用を含めた広報専門員制度を創設すること、シティプロモーション、シティセールスの観点に立った広報指針を作成すること、市にゆかりのある著名人を活用した広報大使制度を創設すること等が挙げられます。これらの導入について検討すべきであります。

また、職員の意識改革については、市の職員が一丸となって市の情報発信に努めること、いふなれば、職員全員が市の広報マンであり、広報ウーマンであることの意識の醸成が必要ではないかというものであります。そうした意識の醸成のため、職員一人一人に、市のイメージ向上に役立つデザインやキャッチフレーズ等の入った名刺を作成し、配付する。こうした名刺を持つことによる意識改革を促すことが目的であります。また、マグネットシート等により、希望する職員の私有車などで市のPRをしてもらう等、職員の意識改革の中の、職員の力による情報発信は有効であると思われれます。これらの導入について検討すべきであります。

3点目として、市民との連携の強化と市民目線での広報についてであります。福島大学の佐々木参考人からは、県外の人が福島を訪れる際、「福島に行っても大丈夫なの。」との発言を多く聞きます。こうしたイメージを払拭するには、福島に来てもらうこと、興味を持ってもらうこと、行政だけでなく市民の力を借りることが重要であるとの話がありました。また、共同通信社の今藤参考人からは、行政が先頭に立ち、市民を巻き込む形で種々発信することが大事。そうでなければ発信力競争の中で遅れをとってしまう。行政、市民、メディアがタイアップすることの重要性が指摘されました。

これら意見を参考に、具体的な方策として、本市に来ていただいた観光客や除染ボランティアの方々に対し、本市の現状を理解していただきながら、情報の発信をお願いすることで、口コミにより本市の状況を全国に発信してもらうこと、ブログやツイッターあるいは年賀状などを利用し、広く市民の力を借りる市民運動的な内容で本市の情報の発信をお願いすること等が有効であるとの意見がありました。これらの導入について検討すべきであります。

また、市民目線での広報については、発行部数が多い全国紙等に本市の日常の様子や状況をお知らせする意見広告を掲載すること、科学的な事実以外にも、もっと市民の実感として伝わる情報や放射線低減方法について市民に公募し発信する等、身近な視点での情報発信も必要ではないか、また、市民が望む放射線情報のニーズ把握のためのアンケート調査等を行い、情報の送り手と受け手のマッチングを図る努力も必要であるとの意見がありました。これらの導入について検討すべきであります。

4点目として、マスメディアとの連携の強化についてであります。

共同通信社の今藤参考人によれば、通信社等の報道機関が、行政等の取材対象を把握する中心手段は、市政記者等に対する投げ込みであるとのこと。当局の説明によれば、各部局で作成する投げ込み依頼の文書について、その内容の工夫を図っているとのこと。

すが、数限りない取材対象の中で、本市の情報をマスメディアに選択してもらうためには、マスメディアの視点に立った情報提供が重要であります。具体的にはマスメディアを集めて対象となる事業の見学会や取材の段取りなどの環境整備を行う等、情報発信においても、自治体間における競争であることを認識し、市政記者等への投げ込みについては、全庁的に一層の創意工夫に努め、マスメディアにアピールすべきであります。

5点目として、新たな広報媒体の積極活用と広報媒体の重層的活用についてであります。

大分市においては、地上デジタル・データ放送を利用した広報を行ってまいりました。具体的には市の広報誌の内容の一部を月2回、緊急情報は随時更新ということで、地元のテレビ局と提携し、データ放送により、市の情報を提供するものです。市の広報誌より情報提供機会も多く、当該テレビ局にチャンネルを合わせ、リモコンのデータ連動ボタンを押すだけで、手軽に市の情報を閲覧することできる画期的なものであり、運用経費は月額で12万円とのことであります。

インターネットの操作が難しい世代や市の広報誌をあまり読まない世代に対しても、有効な情報発信手段であり、この情報媒体を導入すれば、本市の広報手段の中において、市政日よりやホームページに並ぶ大きな柱となる可能性が高いため、その導入を検討すべきであります。

また、鹿児島市においては、緊急速報であるエリアメールを実施しており、その内容は、緊急時に市域内の市民及び来訪者に対し、事前の登録なく、また回線混雑の影響を受けず配信できる携帯電話向けメールサービスであります。市民の安心、安全の観点と本市のイメージアップにもつながる事業と思われるため、その導入について検討すべきであります。広報媒体の重層的活用については、昨年度からユーチューブ、本年度からツイッターを使用しての広報が開始されるとのことです。こうした新たな媒体を積極的に活用する姿勢は、評価できるものであります。今後はフェイスブック等更なる情報媒体、ツールの導入について、検討すべきであります。

また、福島大学の佐々木参考人によれば、市の情報を雑誌、首都圏の民放の旅番組やフリーペーパー、フリーマガジン等に記事掲載を積極的に働きかけることも必要ではないかとの話がありました。広報媒体を重層的に活用することは、多様化する情報化社会の中で、必要不可欠なことと思われれます。一層の取り組みについて検討すべきであります。

6点目として、放射線情報の一元化と積極的な情報提供についてであります。

調査項目の中の原子力災害に関する正確な情報提供を行うにあたり、重要な視点は、放射線に関わる情報について、極力情報の一元化を図ることです。本市においても、現在3つの所管を中心に放射線対策を行っております。当局の説明によれば、放射線問題に関する情報提供は、災害対策本部が統括し、災害対策本部に報告後、マスメディアや市政日より、ホームページ等に情報を提供しているとのことですが、一層の情報の一元化、共有化について検討すべきであります。

一例を挙げれば、文部科学省が設置し、本市においても設置場所によって、所管部が分かれるリアルタイム線量測定システムの情報の活用なども、放射線に係る広報という観点

から情報の一元化を図り、市民に対し、積極的な情報提供を行うべきであります。

本市が主体的に管理する情報においては、これら情報を繰り返し、正確に伝えること、プラスの情報を積み上げること、例えマイナスの情報であっても、隠さず誠実に情報を開示すること、迅速かつ適切な情報発信に努めるべきであります。

また、国や県が主体的に管理する情報においても、市民にとって有効なもので、本市において情報提供が可能なものについては積極的に発信をしていくことも必要であります。行政の持つこれらの情報は、アカウントビリティ、いわゆる説明責任の観点からも積極的な情報提供が求められます。

2人の参考人からも、イメージアップにおける特効薬はないとの話がありましたが、一歩一歩、着実に市民と共に前に進んでいくしか方法はないと思われまます。

なお、広報手段を活用した本市のイメージ回復や風評被害対策はまだまだ道半ばであり、また、原子力災害に関する正確な情報提供のあり方についても、更に調査していく必要があるため、今後も本調査項目について調査を継続してまいることを申し添えます。

次に、文教福祉分科会において行いました「未来を担う子どもたちを育成する環境整備について」の調査の経過並びに結果につきましてご報告いたします。

文教福祉分科会においては、「未来を担う子どもたちを育成する環境整備について」を調査事項と決定し、学校等教育施設の整備をテーマとし調査するとともに、前回のテーマでありました子どもの健康管理と心のケアについても重ねて調査いたしました。

学校等の教育施設は、児童生徒にとって一日の大半を過ごす学習、生活の場であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所となるなど、地域防災の拠点として重要な役割を担っており、その安全性の確保は極めて重要です。文教福祉分科会では、今回の震災により被害を受けた教育施設等の速やかな復旧と大震災を教訓にした一刻も早い耐震化に向けて、当局から詳細な説明を聴取するとともに、現地調査及び兵庫県神戸市、神奈川県厚木市への行政視察を行い、平成23年12月26日から計9回の分科会を開催いたしました。

はじめに、本市の状況、調査経過について申し上げます。

本市では、福島市小中学校等施設耐震化推進計画を平成17年度に策定しており、これに基づき耐震化に取り組んでいますが、計画の中では平成27年度までに耐震化率100%を目指しているのに対し、平成23年度末現在では58.3%となっています。全国の小中学校の耐震化率は平成22年度末現在では80.3%であり、それと比較しても低い状況であること、また、計画では耐震診断に1年、設計工事に1年ということですが、実際は耐震診断に1年、耐震補強設計に1年、そして実際の工事が1年で終わる場合と、改築を伴うような場合は複数年を要する場合があることなど、策定当時の耐震化の目標より遅れが出ている状

況であること、また、耐震診断をすべて実施して各学校施設の耐震補強の内容を把握しないと年次計画が立てにくく、合わせて財政計画とのすり合わせも必要になること、などの説明を受けました。

一方、保育所における耐震化については、福島市総合計画前期基本計画第2期実施計画に公立保育所耐震診断・耐震化事業として定めていますが、国、県等の補助制度がないこともあり毎年見直しを行いながら進めている、との説明を受けました。

先進地行政視察においては、神戸市では、阪神・淡路大震災における教育施設の被害の教訓に基づいた学校の耐震改修、避難所としての機能強化の取り組みを行っているほか、心のケアについては、震災の3年後に心のケアが必要な子どもの数が一番多くなっており、震災直後から15年間にわたり復興担当教員を各学校に配置するなどきめ細かな対応を行っていたとの説明がありました。また、災害時に備えるため、仮設給水スタンド、仮設水洗トイレなどを整備しているという説明がありました。

厚木市では震度6強以上の大地震で、倒壊などの大きな被害が予想される学校施設は、平成19年度までにすべての補強を完了し、また、中小規模の被害が予想される学校施設の補強についても、当初予定の平成23年度から前倒しをして平成21年度までにすべて完了したとの説明がありました。しかし、天井材や照明器具、内装材や外装材の落下などにより、児童生徒が怪我をする恐れがあることから、これらの非構造部材に対する耐震化が今後の課題であるということでした。さらに、災害時に帰宅困難となった児童生徒のために、災害保存用ビスケットや非常用毛布を学校に備蓄しているという説明がありました。

これら調査の結果、当市においては、子どもたちの生命を守り避難所としての安全性を確保するためにも、学校施設の耐震化を早急に進めなければならないにもかかわらず、震災及び原子力災害の対応による厳しい財政状況の中で財源確保に苦慮している状況であります。よって、さらなる財政支援を求めていくべきとの結論に達しましたことから、地方自治法に基づく意見書を提出し、政府に対し強く要望することと決しました。

次に、市当局に対しまして次のとおり提言いたします。

教育施設等は、子どもたちが学習する場というだけではなく、災害時には地域住民の避難所となります。震災により被害を受けた教育施設等の一刻も早い復旧と、防災機能も視野に入れた教育施設等の整備は、未来を担う子どもたちの安全と安心を守るだけでなく、地域防災の拠点として大きな役割を果たすものです。よって、福島市小中学校等耐震化については計画どおり平成27年度の目標達成ができるよう迅速かつ柔軟に行い、教育施設等の耐震化を早急に実施することが必要であります。さらに、天井材や照明器具などの非構造部材についても、落下等により児童生徒が危険にさらされないよう、また、避難所としての安全性を確保するための対策を講じるべきであります。

公立保育所の耐震化については、現在保育所の中には築40年以上の建物もあり、建物の安全性を確保するために、保育所耐震化推進計画を作成し、より計画的にスピード感を持って進めるべきであります。

また、耐震化については短期的に実施することが必要であるため、厳しい財政状況では

ありますが、今後の国の補助制度や市の財政状況も踏まえて、迅速に推進できるよう国や県と連携を図り、財源確保に努めるべきであります。

さらに、避難所となる教育施設等においては、災害時に帰宅困難となる児童、生徒のことも考慮し、必要な備蓄品を保管するための施設を整備するなど、避難所としての役割、機能を果たすための取り組みを今後積極的に行うべきであります。

次に心のケアについて申し上げます。

心のケアについては、大震災及び原発事故による様々な不安やストレスを抱える子どもたちと保護者のため、さらにきめ細やかな取り組みが必要であると考えます。神戸市の事例でも分かるように、震災直後よりも心のケアを必要とする子どもたちや保護者が今後ふえる可能性もあることから、長期的な対応が必要であります。

また、福島市においては、放射線による健康への不安から多くの子どもたちと保護者が今なお市外に避難している状況であります。そのような中、福島市で子どもたちが安心して日常生活を送ることができるようにするためには、放射線に対する不安を少しでも軽減することが必要であることから、子どもたちや保護者に対し放射線に対する正しい知識と理解を深めるため、放射線教育に取り組むべきであります。

以上、総務分科会、文教福祉分科会における調査事項の結果につきまして申し述べましたが、これら調査した結果に基づき、関係意見書に関する議案の提出を用意しておりますことを申し添えます。

最後に、引き続き東日本大震災からの復旧復興対策並びに原子力発電所事故による被害への対策にかかる事項について調査を実施していくことを申し添えまして、特別委員長報告といたします。